

治山事業調査等業務特記仕様書

本業務は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（制定：平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通達）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

業務名 金木地区治山流域別調査業務

業務場所 青森県五所川原市金木町川倉
大倉岳国有林外

津軽森林管理署金木支署

第1 成果品の提出

成果品については標準仕様書及び「治山流域別調査要領」に従い作成することとし、作成にあたっては下記について留意すること。

- ① 提出部数については、原則として製本したもの2部とするが、監督職員等により指示があった場合はその指示に従い作成して提出すること。
- ② 全データを電子媒体（CD-R等）に保存したものをそれぞれに添付し提出すること。
- ③ 電子媒体（電子データ）については、提出前に信頼できるウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されていないことを確認した上で提出するものとする。
- ④ 調査図については、森林計画区森林位置図（1/50,000）及び森林計画区国有林野施業実施計画図（1/20,000）に調査内容を表記し、電子データはPDF及びDXF又はDWG形式にて提出すること。（既設工、崩壊地、保全対象等の標記はレイヤーを作成し標記）

第2 打合せ協議

- ① 打合せについては標準仕様書によることとし、その回数については当初（業務着手時）、中間（流域別調査（案）策定後）、最終（成果物納入時）の3回を標準とする。また、打合せには必ず管理技術者が立会うこととする。

なお、監督職員との協議により回数の変更ができることとする。

- ② 流域別調査においては、中間打合せを局署合同で行うこととする。

第3 情報共有システムについて

- ① 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- ② 情報共有システムの活用は、別添の「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注間の情報共有システム実施要領」によるものとする。
- ③ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- ④ 費用（登録料及び使用料）は、以下のとおり各業務の費用に含まれる。
 - ア 地質調査業務については業務管理費
 - イ 測量業務については間接測量費
 - ウ 解析等調査業務、設計業務及び計画作成等業務については間接原価

第4 ウィークリースタンスについて

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

- ・ウィークリースタンス実施要領

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-41.pdf

第5 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領

本業務の旅費交通費については、令和8年1月9日付け7林整計第370号「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」及び令和8年1月13日付け7東治第192号「調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱いについて」

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/attach/pdf/koubai_nyuusatu_osirase-127.pdf) により、積算すること。

第6 旅費交通費の取扱い

契約締結後、発注者より「滞在して業務を行う場合」の区分となる旨通知があった場合は、受注者は業務計画書に滞在有無等を記載して監督職員に提出するものとする。

また、履行期間終了日の30日前までに、宿泊者の実績が分かる報告書（宿泊実績報告書（様式1））、通勤旅費実績報告書（滞在と通勤が混在する場合）（様式2）に、滞在した場合は実際に支払った宿泊証明書類（領収書等）を添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

なお、上記によりがたい場合については、受発注者間で協議のうえ決定することとする。